平成２７年（フ）第８５８号
神戸市垂水区西舞子４丁目９番４号ラピス美苑201号
債務者　井町　明子（旧姓木口明子）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
長崎県長崎市石神町39番83―205号
債務者　松田めぐみ
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市花園町３丁目15番16号　ソシアルマキ２―205号
債務者　稲船　　均
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市高砂町１丁目５番11号　ジェーハイツ高砂２―202
債務者　菊地　直哉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３４４号
新潟市江南区小杉２丁目３番16号
債務者　小田　倉樹
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７３号
新潟県五泉市高山1674番地
債務者　波多野政勝
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
長野県安曇野市明科南陸郷1850番地
債務者　丸山　　浩（旧姓平森）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４９号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙571番地21、住民票上の住所愛媛県宇和島市妙典寺前乙571番地20
債務者　毛利　美子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１５３４号
福岡市西区壱岐団地43番104号
債務者　平山小百合
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６号
長崎県対馬市厳原町宮谷149番地　鈴木アパート102号
債務者　長瀬　正喜
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
北九州市八幡西区岩崎１丁目16番40号
債務者　石平　玲子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５８号
北九州市八幡西区熊西２丁目５番18―206号
債務者　藤村宏一郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７６号
福岡県中間市星ヶ丘７番103号
債務者　武田　　茂
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８０号
青森県五所川原市松島町２丁目89番地５
債務者　葛西美智枝
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田38番地10
債務者　赤城　帯刀
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
神奈川県秦野市曽屋1150番地の17
債務者　工藤千恵子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８４号
神奈川県厚木市愛名165番地20
債務者　岡　　英子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８８号
神奈川県秦野市戸川97番地の６　サンライズ関野　202号、前住所神奈川県秦野市鶴巻南５丁目５番15―102号
債務者　関　　浩
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部